

児童発達支援センター給食搬入特区

| | | |
|---------------|--|--|
| 都道府県名： | 東京都 |  |
| 申請主体名： | 江戸川区 | |
| 区域の範囲： | 江戸川区の全域 | |
| 特区の概要： | <p>江戸川区は、毎年約 5,000 人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期療育などの取組により、児童発達支援事業へのニーズが年々高まっている。</p> <p>児童発達支援センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。</p> | |
| 適用される規制の特例措置： | 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 | |



個別訓練の様子（机上課題）



江戸川区篠崎児童発達支援センター